



2014年10月16日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

日本では5種類あります

「保税地域」とは

「上屋」という漢字読めますか？

皆様、「上屋」という漢字を読めますか？「うわや」と読みます。貿易関係のお仕事をなさっている方にはお馴染みですね。

「上屋」は、一般的には、貨物の積み降ろしや、一時的に保管する場所を指します。これは「倉庫」を「warehouse」ということから「ウェアハウス」の「ウェア」が訛ったものとされています。「warehouse」は、4本の柱に屋根だけを付けたものというイメージだそうです。卸売業を表す言葉としても用いられています。

税法では「保税上屋」は「保税蔵置場」に

税法では、平成6年までは「保税上屋」という用語が関税法に規定されていましたが、その後の改正で「保税倉庫」とあわせて、「保税蔵置場」(Tax-free bounded warehouse)という用語に統一されています。

「保税蔵置場」というのは、①輸出の許可を受けた貨物、②輸入手続が済んでいない貨物、③日本を通過する貨物(これを「外国貨物」といいます)を置くことができる場所として、税関長が許可した場所をいいます。許可後は原則として2年間、外国貨物の積卸し・蔵置をすることができます。

「保税」とは関税の徴収を留保すること

「保税」とは関税の徴収を一時留保することをいいます。また、外国から輸入された貨物を、「保税」の状態のまま置くことができる場所のことを「保税地域」(bounded area)といいます。

「保税地域」は、主に港湾や空港の近くに設けられています。船や飛行機で輸出入する貨物は一旦「保税地域」に搬入され、所轄の税関に輸出申告・輸入申告を行ってはじめて、輸出貨物の船積みを行ったり、輸入貨物を国内に引き取ったりすることができます。この手続の間は、関税の徴収が一時的に留保されるというわけなのです。

日本の「保税地域」は全部で5種類

「保税蔵置所」も「保税地域」の一つになります。珍しいケースでは、映画会社の試写室が「保税蔵置所」となっていることがあります(未通関の外国映画のフィルムを扱うため)。

この他にも「指定保税地域」「保税工場」「保税展示場」「総合保税地域」があり、日本では全部で5種類の「保税地域」が定められています。



「指定保税地域」は財務大臣の指定、その他の保税地域は税関長の許可が必要です